

## 質問回答

2015 年 6 月 8 日

「2015 年度案件別外部事後評価:パッケージ I-5 (モンゴル・ネパール・ブータン・インドネシア・タジキスタン)」

(公示日:2015 年 5 月 28 日/公示番号:150356)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.23「総括／プロジェクト評価 1」の位置づけについて	<p><b>【質問】</b> 業務指示書では、「総括／プロジェクト評価 1 は対象案件のいずれの担当ともならず、対象案件全件の品質管理、スケジュール管理を行う。現地調査は行わず、国内作業のみを実施することとする」と記載されていますが、「総括／プロジェクト評価 1」が対象案件の担当となる体制での提案も可能でしょうか。</p>	<p>代替案の提案は可能です。 但し、当該項目の主旨は、国内のみでの総括業務を通して、若手人材育成と品質・スケジュール管理に注力いただくというものです。 代替案を提示される場合は、これらを踏まえプロポーザルにて合理的な理由をご説明ください。</p>
2	p.20「タジキスタンの治安対策について」	<p>タジキスタンの案件について、安全対策に必要な経費は別見積もりにて計上とありますが、プロポーザル提出時に同封する必要はありますか。(過去のお案件では、契約交渉時に貴機構の現地事務所からの情報をいただいてから追加計上した経緯がございます。)</p>	<p>同封は必須ではありません。契約交渉後に追加計上することが可能です。 但し、ご提案企業における安全対策にかかる考え方や対応可能な方策などについては確認させていただきたく、プロポーザルにおいてご説明ください。</p>
3	p.20「タジキスタンの治安対策について」	<p>タジキスタンのアフガニスタン国境付近では ISIL (イラク・レバントのイスラム国)の活動が見られ、通常とは異なる環境下での業務が必要とされますが、見積もりには一般管理費率の加算(10%上限)をすることは可能でしょうか。</p>	<p>一般管理費率の加算(10%上限)対象地域については、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」にご案内させていただいております。 タジキスタンは加算対象地域となっておりませんので、加算は不可です。</p>

			また、加算対象とするかは案件毎に都度判断しており、加算対象地域であっても業務指示書にて加算を認めていない限りは加算対象となりませんのでご留意願います。
4	p.23「通訳の配置」について	モンゴル案件について、成果品にモンゴル語版の提出が義務付けられていませんが、モンゴル語の通訳の配置、翻訳費用を見積りに含めることは可能でしょうか？（過去には、通訳配置及び資料翻訳の費用を認めていただいております）	内容に応じ、その要否を検討します。見積りを含める場合、モンゴル語の通訳配置及び翻訳費用の必要性について合理的な理由を明記ください。（対象国においては日本語あるいは英語を解する現地調査補助員の雇用が可能と聞いております。）
5	p.4 第 6 プロポーザルの提出手続き等 2 プロポーザルの無効	「(5)すでに受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき」とありますが、ここでいう業務期間とは何を指すのでしょうか。契約上の業務期間は開始から成果品提出期限までと理解しますが、この期間が重なっている時点で応.札資格がないということでしょうか。これまでの調達部の説明では、業務実施契約間ではコンサルタント側での業務調整により業務実施が可能であれば、重複する業務期間の応札が可能と理解しておりましたが、そうではなくなったということでしょうか。	「業務期間が重なる」とは同一の業務従事者を同じ日に複数の契約案件に配置することを意味しているので、配置予定の業務従事者の業務期間が他の契約案件と重ならない限り受注したコンサルタント等企業が契約履行期間の重複する案件への応札は可能です。
6	業務指示書本紙第 7 P5 業務指示書別紙 【第 3 業務実施上の条件】 P17	P5 に「第 2、第 3 で記載した事項のうち下記については、分けて見積もって下さい」、P17 に「現地調査補助員の備上費については別見積もりとする」とありますが、これは航空運賃及びエクセス料	「本見積もりとは別の、別見積もりにする」という理解で相違ございません。(1)現地調査補助業務 (2) 受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の備人費および現地再委託費については、1 つ

		金の扱いと同様に、本見積もりとは別の、別見積もりにするという理解で宜しいでしょうか。それとも、「現地調査補助業務」と「受益者調査補助業務」の見積もりを一つにまとめず、それぞれを分けて見積もるという意味でしょうか。	の別見積書としてまとめていただけますようお願いいたします。
7	P5 P17 7.現地調査補助員の備上	「以下 2 項目に係る現地調査補助員の備上費については、別見積とします」とありますが、「備上費」には次のものが該当するという理解でよろしいでしょうか。 ・現地調査補助員に支払う特殊備人費 ・現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃) ・現地補助員が使う車両関連費	ご理解のとおり、別見積として計上する備人費は、「現地調査補助員に支払う特殊備人費」に加え、「現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)」「現地補助員が使う車両関連費」も含め計上願います。
8	業務指示書 P5	昨今は円安傾向が顕著化しており、アメリカドル等について、業務指示書に示された外貨交換レートよりも 5 月 29 日現在で約 4%円安が進んでいます。このまま円安が進行した場合、プロジェクト運営に大きな影響を及ぼします。こうした為替差損によるリスクを避けるため、本案件に適用する外貨交換レートを変更する可能性はございますか。	契約交渉の際に急激な為替変動がある場合は、直近の JICA 統制レートに見直して契約締結することはあります。また、契約締結後は、原則、現地再委託費を除き精算も契約時のレートに基づいて行いますが、一方、急激な為替レートの変動により、業務に重大な影響を及ぼすレベルの直接経費の不足が予測される場合、個別の協議に応じます。詳細は「業務実施契約における契約管理ガイドライン」( <a href="http://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq000011a90a-att/guideline_201401.pdf">http://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq000011a90a-att/guideline_201401.pdf</a> )をご参照願います。

以上